

県への変更許可申請が必要な場合の例

	現に受けている許可の範囲	
	県	富山市
例 1	廃プラスチック類、 木くず (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上2種類)	廃プラスチック類、 木くず、 <u>繊維くず</u> (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上 <u>3</u> 種類)
例 2	廃プラスチック類、 金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのうち <u>自動車等破砕物であるものを除き</u> 、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上3種類)	廃プラスチック類、 金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのうち <u>自動車等破砕物であるものを含み</u> 、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上3種類)
例 3	<u>汚泥(無機汚泥に限る。)</u> (特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上1種類)	汚泥 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上1種類)
例 4	金属くず、 がれき類 (これらのうち <u>石綿含有産業廃棄物であるものを除き</u> 、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上2種類)	金属くず、 がれき類 (これらのうち <u>石綿含有産業廃棄物であるものを含み</u> 、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (以上2種類)
例 5	燃え殻 (鉛又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。) 廃油 (テトラクロロエチレンを含むことにより有害なものに限る。) 廃酸 (鉛又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。) (以上3種類)	燃え殻 (鉛又はその化合物、 <u>砒素又はその化合物</u> を含むことにより有害なものに限る。) 廃油 (<u>揮発油類、灯油類及び軽油類</u> に限る。) 廃酸 (<u>水素イオン濃度指数 2.0 以下</u> のものに限る。) (以上3種類)